

附屬書 1

中央政府機關

衆議院
參議院
最高裁判所
會計検査院
內閣
總理府
公正取引委員會
国家公安委員會 (警察庁)
公害等調整委員會
宮内庁
総務庁
北海道開発庁
防衛庁
經濟企画庁
科学技術庁
環境庁
沖縄開発庁
国土庁
法務省
外務省
大蔵省
文部省
厚生省
農林水産省
通産省
運輸省
郵政省
労働省
建設省
自治省

附属書 2

措置の対象となるその他の機関

北海道旅客鉄道株式会社
東日本旅客鉄道株式会社
東海旅客鉄道株式会社
西日本旅客鉄道株式会社
四国旅客鉄道株式会社
九州旅客鉄道株式会社
日本貨物鉄道株式会社
日本たばこ産業株式会社
日本電信電話株式会社
国民金融公庫
住宅金融公庫
農林漁業金融公庫
中小企業金融公庫
公営企業金融公庫
北海道東北開発公庫
社会福祉・医療事業団
中小企業信用保険公庫
環境衛生金融公庫
沖縄振興開発金融公庫
日本開発銀行
日本輸出入銀行
労働福祉事業団

附属書 3

調達審査委員会

1. 委員会

- (1) 委員会は、審査対象となる調達に関して実質的な利害関係を持つものであってはならない。
- (2) 委員会は、苦情を文書で受理し、機関による調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、機関に対する提案を行う。
- (3) 委員会は、政府調達に関する有識者で構成する。利害関係を有する委員は、当該苦情審査に参加できない。
- (4) 委員会は、必要に応じ、審査対象となる調達に関し知見を有する技術者等より意見を聴くことができる。この場合、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。

2. 苦情申立てを行うことができる者

供給者は、この手続の精神又は条項に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、苦情を申し立てることができる。また、供給者は、独占禁止法に違反する入札を行った者が落札したと判断する場合も苦情を申し立てることができる。供給者が、本措置の違反があると考える場合には、まず、当該調達を行った機関との間で解決を求めることが奨励される。

3. 参加者

調達機関及び当該調達に直接の経済的利害を有する供給者は、苦情処理手続に参加できる。

4. 調達審査手続

- (1) 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、行動計画の対象となるいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の要因が判明し、又は当然判明し得るようになってから10日以内に、委員会へ苦情を申し立てることができる。供給者は、委員会に苦情を申し立てた後1作業日以内に、その写しを機関に提出する（日数の計算は、特に規定のない限り暦日による）。
- (2) 委員会は、苦情の申立てが遅れて行われても、正当な理由があると認める場合には当該申立てを受理できる。
- (3) 委員会は、申立て後7日以内に苦情を審査し、下記の各項に該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。
 - (イ) 遅れて申立てが行われた場合

- (ロ) 行動計画と無関係な場合
- (ハ) 軽微な、又は無意味な場合
- (ニ) 供給者からの申立てでない場合
- (ホ) その他委員会による審査が適当でない場合

(4) 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認める場合には、当該調達に関係するすべての供給者に対して1日以内に文書で通知する。

(5) 契約締結又は契約執行の停止

(イ) 委員会は、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、苦情処理に係る期間内は契約を締結しない旨の要請を、申立て後10日以内に速やかに文書で行う。

(ロ) 委員会は、契約締結後10日以内に行われた苦情申立てについては、苦情処理に係る期間内は契約執行を停止する旨の要請を速やかに文書で行う。

(ハ) 機関は、委員会から契約を締結しない旨又は契約執行を停止する旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。ただし、当該機関の属する機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、又は国益上の理由があるため、機関として委員会の要請に応じることができないと判断し、かつ、その旨を事実関係とともに直ちに委員会に文書で通知する場合は、この限りでない。

(6) 調査

(イ) 委員会は、苦情申立人及び機関による説明、主張その他文書の提出等によって苦情についての調査を行うものとする。

(ロ) 委員会は、苦情申立人若しくは機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。

(7) 機関の報告書

(イ) 機関は、委員会に対し、苦情申立ての写しが提出された後14日以内に、以下の事項を含む苦情に関する報告書を提出しなければならない。

① 当該苦情に関連する仕様書又はその一部を含む入札書類

② 当該苦情に関連するその他すべての文書

③ 関連するすべての事実、判明した事実、機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項のすべてにこたえている説明文

④ 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報

(ロ) 委員会は、(イ)に定める報告書を受領後直ちに、申立人に関係文書の写しを送付するとともに、申立人に対し、関係文書の受領後7日以内に、委員会へ意見を提出する又は当該文書に基づき事実判断を望む旨の要望を提出する機会を与えなければならない。委員会は、意見を受領した後直ちに、その写しを機関に送付しなければならない。

5. 審査結果及び提案

(1) 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内に、審査結果の報告書及び機関に対する提案書を作成する。委員会は、その審査結果において、苦情のすべて又は一部を認めるか又は却下するかを明らかにするとともに、調達の手続が行動計画の定める措置に反して行われたものか否かを明らかにしなければならない。

- (2) 委員会は、法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、当該当局に通報する。
- (3) 委員会は、審査結果及び提案を作成するにあたり、調達手続における瑕疵の程度、一部又はすべての供給者に与えた不利益な影響の程度、行動計画の趣旨の阻害の程度、参加者の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が政府に与える負担、調達の緊急性及び機関の業務に対する影響等、当該調達手続に関するすべての状況を考慮するものとする。
- (4) 委員会は、行動計画に定める措置が実施されていないと認める場合には、以下の一又は二以上を含む適切な是正策を提案する。
- (イ) 新たに調達手続を行う。
 - (ロ) 調達条件は変えず、再度調達を行う。
 - (ハ) 調達を再審査する。
 - (ニ) 他の供給者を契約締結者とする。
 - (ホ) 契約を破棄する。
- (5) 委員会は、審査結果の内容を文書にし、提案とともに1作業日以内に苦情申立人、機関及びその他の参加者に送付する。
- (6) 機関は、原則として、当該機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の審査結果に従うものとする。機関は、審査結果に従わないとの判断を行った場合には、報告書を受領してから60日以内に理由を付して、委員会に報告しなければならない。
- (7) 委員会は、審査結果に関する外部からの照会に応じる。

6. 迅速審査

- (1) 委員会は、苦情申立人又は機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、この項に定める迅速審査の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定する。
- (2) 委員会は、迅速審査の要請を受領した後2日以内に迅速審査を適用するか否かを決定し、苦情申し立て者及び機関に対しその旨を通知する。
- (3) 迅速審査が適用される場合の期限及び手続は、次のとおりとする。
- (イ) 機関は、委員会から迅速審査適用の通知を受けた後6日以内に、4.(7)に定める苦情に関する報告書を委員会に提出する。委員会は、報告書受領後直ちに、苦情申立人及びその他の参加者に関連文書の写しを送付する。委員会は、苦情申立人及びその他の参加者に対し、当該文書に係る意見を委員会へ提出する又は当該文書に基づき事実判断を望む旨の要望を提出するため、5日間の猶予を与える。委員会は、意見の受領後直ちに、その写しを機関に送付する。
- (ロ) 委員会は、苦情に関する審査結果及び提案を苦情申立て後25日以内に文書で行う。

7. 機関による文書保存

以上の苦情処理手続に資するため、機関は、行動計画1.2.に定める基準額以

上の調達について、調達手続が行動計画に定める措置に従って行われたことを証明するため、契約を締結した日から5年間、関連の文書を保存しなければならない。